

## 『医療・介護・障害福祉・保育』に関する野党共同申し入れ

政府においては、『医療・介護・障害福祉・保育』に関する政策決定にあたっては、下記を踏まえて行うべきである。

### (1) 医療

#### ○平成30年度診療報酬改定はプラス改定にすべき

医療と介護の需要が増え続けることが予想される中、地域医療を支える観点から診療報酬本体部分のプラス改定は不可欠である。

特に、医療経済実態調査で平成28年度の一般病院の損益率が前年度よりも0.5ポイント拡大するなど、病院経営状況が悪化傾向にあることに鑑みれば、働き方も含めた医療従事者への手当を行う必要性は明白であるし、国民の医療を担っている病院経営が破綻し、再び「医療崩壊」を招かないためにも、地域でニーズの多い診療科を中心として診療報酬上の評価を行うべきである。

また、第7次医療計画、および第7次介護保険事業計画が同時開始となることを踏まえれば、地域医療を支える医科・歯科の診療所、及び調剤薬局についても、診療報酬上の評価を行うべきである。

### (2) 介護

#### ○介護報酬改定はプラス改定にすべき

介護現場の崩壊を食い止めるために、介護報酬は引き上げるべきである。

地域包括ケアシステムは、保育、保健、予防、医療、介護、障害福祉が有機的に連携するコミュニティーの再生である。介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らせるように、かかりつけ医と訪問看護など、医療と介護の連携推進を早急に進めるべきである。

他方、介護保険のホームヘルプの利用制限や、生活援助の調理などを研修期間が短く、単価が安い新たな介護職、あるいは無資格者に任せることは、介護職員の賃金低下を招くとともに、認知症の利用者等の状態悪化を招く恐れもあるため、当該提案を撤回する方向で再考すべきである。

また、本年より新たに外国人技能実習に「介護」職種が追加されたが、わずか6か月間の実地研修後に日本語能力の確認もないまま、介護報酬上の人員配置基準への算定を認めることは、介護の現場に混乱が生じさせる懸念が強く、その見直しを含めて所要の措置を講ずるべきである。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業の全国実施が始まったが、その

影響をよく見極め、今後の検討を行うべきである。

### (3) 障害福祉

#### ○障害福祉サービス報酬の引き上げを

障害福祉現場の崩壊を食い止めるために、障害福祉サービス報酬は引き上げるべきである。

また、医療、介護とともに、障害福祉サービスについても地域における支援の拡充を目指すアウトリーチ支援が指向されている。障害福祉サービスを受ける方が安心して地域で生活するためにも、正規職員の配置増を前提とした基本報酬の引き上げや、医療的ケア提供体制の充実、就労支援等の推進等について、報酬上の評価を行うべきである。

さらに、障害福祉サービスの食事提供体制加算の廃止が提案されているが、障害者の自立を困難にし、サービスの利用控えなど、重大な影響が懸念されるため、廃止案は撤回されるべきである。

### (4) 保育

#### ○全ての子ども達に良好な就学前保育・教育環境の早急な整備を

政府は、保育や教育の質を確保・向上させつつ、早急に待機児童ゼロを実現するとともに、全ての子ども達の保育を含む就学前保育・教育の無償化を早期に実現させるべきである。また、病児・病後児保育、延長保育など必要な保育の提供の充実に取り組むべきである。

### (5) 処遇改善

看護師その他の医療職種について、民間産業と比較して賃金引き上げの額・率とも改善が遅れていることから、この点につき診療報酬そのものの引き上げで見ていく必要がある。

また保育士をはじめ、介護職員、障害福祉サービス職員の賃金は、産業一般と比べて月額が10万円程度低いことから、継続的な処遇改善を進めていくべきである。

以 上